

自動販売機設置事業者募集要項（案）

北海道では、下記物件に設置する飲料用自動販売機の設置事業者を募集します。

この募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1 募集する物件

(1) 契約の目的の名称

飲料用自動販売機の設置に係る建物賃貸借契約 3物件 3台

(2) 物件の名称

物件番号	建物名称	所在及び地番	貸付箇所	面積	台数
1	道立北見体育センター	北見市東陵町27番地	1階休憩室自動販売機コーナー	1.05㎡ (幅1.26m×奥行0.84m)	1
2	道立北見体育センター	北見市東陵町27番地	1階休憩室自動販売機コーナー	1.33㎡ (幅1.47m×奥行0.91m)	1
3	道立北見体育センター	北見市東陵町27番地	1階休憩室自動販売機コーナー	1.33㎡ (幅1.47m×奥行0.91m)	1

(3) 貸付期間

令和6年（2024年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までとします。

更新はありません。

(4) 貸付料

見積もった価格とします。

(5) 貸付物件の仕様等

別添仕様書のとおりです。

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(4) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある者を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(5) 法人にあつては北海道内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては北海道内で事業を営んでいること。

(6) 自動販売機の設置業務において、過去3年間に2年以上の管理・運営実績を有していること。

3 応募申込手続

(1) 資格を証する書類の提出

この募集に参加を希望される方は、応募資格要件を全て満たしているか審査を行うため、見積合わせ参加資格審査申請書（兼参加申込書）及び資格を証する関係書類を提出してください。

① 申請期間

令和6年2月6日から令和6年2月16日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時

30分まで ※郵送の場合は、申請期間内必着とします。

② 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

郵送により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、「自販機公募参加資格審査申請書在中」と明記するとともに、連絡先及び担当者名を明記してください。

電子メールで提出する場合は、PDF ファイルにより提出するものとし、着信を確認してください。

③ 提出先

ア 提出先の名称

北海道環境生活部スポーツ課スポーツ振興課企画調整係

イ 提出先の所在地

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎12階

ウ 問い合わせ先

011-206-6387

E-mail : kansei.sports@pref.hokkaido.lg.jp

④ 提出書類 ※写しによる提出も可能

提出書類（各1部）	法人	個人	備考
見積合わせ参加資格審査申請書（兼参加申込書）	○	○	
法人登記簿謄本又は登記事項証明書	○		法務局発行のもので、発行後3ヵ月以内のもの
身分証明書		○	代表者の本籍地の市区町村発行のもので、発行後3ヵ月以内のもの
道税（道が賦課徴収するものに限る。）に滞納がないことの証明書 [注1]	○	○	<u>道に納税義務がある場合</u> 道税事務所、(総合)振興局が発行する「道税について滞納がないこと」を証明するもので、発行後3ヵ月以内のもの
本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）に滞納がないことの証明書 [注2]	○	○	<u>道に納税義務がない場合</u> 本店所在の都府県が発行する事業税に滞納がないことを証明するもので、発行後3ヵ月以内のもの
消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書	○	○	税務署が発行する「納税証明書(その3未納税額のない証明用)」で発行後3ヵ月以内のもの。
過去3年間に2年以上の自販機設置実績を証明する書類（任意様式）[注3]	○	○	自販機設置に係る契約書、官公庁の使用許可書の写し等
暴力団員又は暴力団事業者に該当しない者であることの誓約書 [注4]	○	○	
委任状	○	○	代理で申込みを行う場合に限る。

注1)「道税（道が賦課徴収するものに限る。）に滞納がないことの証明書」

北海道に納付した道税の納税証明書の交付申請には、納税者の代表者印が必要です。

また、納税者が納税証明書交付請求を代理人に委任したときは、その委任事項を記載した委任状と代理人印が必要となります。

注2)「本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書」

道税を納付している場合は、提出不要です。

注3)「過去3年間に2年以上の自販機設置実績を証明する書類」

① 令和3年1月1日から令和5年12月31日までの間に、合計2年以上の設置実績があることが証明できなければなりません。

② 設置実績は、民間、官公庁の別を問いません。

また、道立施設（庁舎、学校、警察署、公共施設等）の設置実績でも差し支えありません。

- ③ 社内規定等により、契約書や使用許可の写しなどが提出できない場合は、道が自販機の設置実績を確認できる書類を提出してください。

注4)「暴力団員又は暴力団事業者に該当しない者であることの誓約書」

会社の代表者が誓約したものでなければなりません。支社長等代理人の名称で誓約することはできません。

- ⑤ 押印の省略

押印を省略する場合、申請書類は、申請者等の記載事項に加え、担当者の氏名及び連絡先（電話番号）を記載してください。なお、内容等の確認のため、記載の担当者に連絡する場合があります。

- ⑥ 審査結果

審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知します。

(2) 見積書の提出

応募資格を全て満たしていると認められる事業者は、見積書を提出していただきます。

- ① 提出期間

見積合わせ参加資格審査結果通知から令和6年2月26日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで ※郵送の場合は、提出期間内必着とします。

- ② 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

郵送により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、「自販機公募見積書在中」と明記するとともに、連絡先及び担当者名を明記してください。

- ③ 提出先

3の(1)③に同じ。

- ④ 見積書記載金額

見積書に記載する金額は、契約期間中の貸付料の総額を記載することとし、消費税及び地方消費税相当額を含めた額としてください。

- ⑤ 電子メールで提出する場合は、PDF ファイルにより提出するものとし、着信を確認してください。

また、押印を省略する場合、見積書には、見積者等の記載事項に加え、見積書に関する本件責任者と担当者の氏名及び連絡先（電話番号）を記載してください。なお、内容等の確認のため、記載の本件責任者又は担当者に連絡する場合があります。

4 設置事業者の決定

(1) 決定方法

- ① 有効な見積書を提出した者であって、北海道が定めた予定価格以上で、最高の価格をもって見積もった者を契約の相手方とします。

- ② 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより契約の相手方を決定します。

なお、くじ引きを行う場合において、くじを引かない者があるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(2) 契約書の作成

設置事業者に決定した者は、北海道と自動販売機の設置に係る建物賃貸借契約を締結します。

(3) 契約保証金

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第171条の規定により免除します。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがあります。

(4) 連帯保証人

連帯保証人を必要とします。

- ①個人が連帯保証人になる場合は、連帯保証人が保証する極度額を定めるものとし、当該極度額は貸付料の月額に相当する額の12ヶ月分に相当する額とします。
- ②事業の用に供される貸付又は事業を含む用に供される貸付において、個人が連帯保証人になる場合は、借受人が連帯保証人に対し、次に掲げる事項に関する情報提供を行っていることを、契約に当たって確認するものとします。
 - ア 財産及び収支の状況
 - イ 主たる債務意外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ウ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

5 その他

- (1) 見積合わせにおいて、2に規定する資格を有しない者のした見積書の提出及びこの要項に定める募集に関する条件に違反した見積書の提出は、無効とします。
- (2) 見積書提出者と契約の締結を行わない場合
 見積書提出者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該見積書提出者とは契約の締結を行いません。
- (3) その他
 この募集要項のほか、見積心得その他関係法令の規定を承知してください。
 なお、この公募は、取りやめること又は延期することがあります。

6 参考データ

【北海道北見体育センター利用者数実績】

(単位：人)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
127,947	53,219	20,652	74,539

7 募集に関する問い合わせ先

北海道環境生活部 スポーツ局 スポーツ振興課 企画調整係
 TEL：(代表) 011-231-4111 (内線24-424)
 (直通) 011-206-6387
 FAX：011-232-1098
 E-mail：kansei.sports@pref.hokkaido.lg.jp